# [事案 2021-33] 就業不能給付金支払請求

· 令和 3 年 11 月 9 日 裁定終了

### <事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不 服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

#### <申立人の主張>

交通事故による後遺障害のため、平成30年12月上旬から治療を受け、令和元年10月下旬まで在宅療養を指示されて職場を休職したため、平成24年4月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、令和元年6月上旬以降は約款上の支払事由に該当しないとして、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1)令和元年10月下旬までは、軽労働等でも就労は不可能であり、医師から在宅療養を指示されていた。
- (2) 自賠責保険の後遺障害診断書の症状固定日が、A 病院の診断書では令和 2 年 8 月中旬、B 病院の診断書では令和 2 年 7 月中旬となっている。
- (3)令和元年は、リハビリの集中期間で週3回リハビリに通っていた。頚椎の回旋がままならず左手もしびれる状況で、軽作業ができるという保険会社の主張は到底納得がいくものではない。

#### <保険会社の主張>

申立人は、令和元年6月上旬以降、就業不能状態にあったとは認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

# <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、令和元年6月上旬以降、申立人は約款上の就業不能状態にあったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。